

■特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）に関するパブコメ

#	該当箇所（頁数等）	意見	理由
1	総論	<p>・本施策の方針の作成、展開、運用にあたっては、パブリックコメントや業界団体、事業者等とオープンな意見交換を重ね合意する等の方法を活用し、多種多様な経済活動、システム、サービス開発業務等の実態を踏まえた、透明性が高く、客観性のある制度にすべき。また、規制内容・範囲については、真に必要な最低限にすべきである。</p> <p>・また、国際情勢や技術の進化、本制度運用によって得られる知見等を踏まえ、真に必要な最低限な内容・範囲になっているか不断の検証、評価を実施し、継続的に見直すべき。</p>	<p>対象となる事業者においては、ビジネスの選択肢が制限されたり、対応コストの増加やスピードが毀損される等が考えられる。その結果として、イノベーションや効率性、収益性が阻害されたり、競争環境に影響を及ぼす可能性があるため。</p>
2	総論	<p>・制度運用にあたっては、相談窓口の設置やガイドラインの作成等の方法を通じて、予見可能性を高めるとともに、必要な対応事項や留意事項がわかりやすい運用に努めるべき。</p> <p>・また、本制度は、特定重要基盤事業者だけではなく、設備の供給者、重要維持管理等の委託先等も含めると幅広い事業者に影響が及ぶ可能性もあるため、相談や情報共有については、幅広い関係者にも対応できる手法を採るべき。</p> <p>・また、今後の政省令等の制定から制度導入、猶予期間等の全体のスケジュールに関しては、前広に周知し、関係事業者の対応時間も考慮した上で、十分な準備期間をもって運用を開始すべき。</p>	<p>・対象となる事業者が、設備の導入や委託を過度にためらったり、制約を設けたりすることのないように予見性を高める事は重要である。</p> <p>・また、本制度に対応するコストや時間は相当必要と考えられる。一方、条文や基本方針だけで分かり難いため、例えばチェックポイントや具体事例の記述、前広な相談期間を設ける等工夫することで、制度運用の効率性向上が必要であるため。</p>
3	P.5 第1章 第1節：特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の基本的な考え方	<p>特定重要設備の導入の「導入」に関して定義を明記すべき。例えば、一般的なアプリケーションを無償で利用する場合も導入なのか。従業員が一人でも使用すれば導入に該当するのか。</p>	<p>特定重要設備の導入について、様々なケースが考えられるが、その定義・度合いが明記されておらず、事前届出・審査の対象が不明確であるため。</p>
4	P.10-11 第2章 第1節 (1)特定社会基盤事業者の指定基準に関する考え方 (2)特定社会基盤事業者の指定基準の策定に関する手続き	<p>・「規制の対象を真に必要な範囲に限定する必要がある」という記載に関し、「真に必要な範囲」については、関係者の意見を取り入れ、納得できる丁寧な説明をした上で、異なる事業間での客観性と妥当性を担保した、極めて限定的な範囲にすべき。</p> <p>・指定基準については、業界団体、事業者等との合意を得た上で、例えば以下の観点などから、明確で客観的な数値を用いるべき。 例：年間売上高、年間取扱い金額(取引金額)、市場シェア(%)、年間実質利用者数</p>	<p>特定社会基盤事業者の指定においては、恣意性などがあってはならず、必ず客観的でかつ妥当性がある内容であるべき。また、異なる業界であったとしても、統一の基準があることで公平性をより担保できるため。</p>
5	P.10-11 第2章 第1節 (1) 特定社会基盤事業者の指定基準に関する考え方 (2)特定社会基盤事業者の指定基準の策定に関する手続き	<p>・国内事業者だけではなく、国内で事業を行う海外事業者についても、同等の基準で対象とすべき。</p> <p>・また、海外事業者に適用・執行できないような規制であれば国内事業者にも適用・執行すべきではない。</p>	<p>国内事業者と海外事業者との間でイコールフットINGが達成されない状況は、競争上の観点から回避すべき。</p>
6	P.14-P.15 第3章 第1節 (1)特定重要設備に関する考え方	<p>・特定重要設備・重要維持管理等の対象範囲の設定に関しては、業界団体、事業者等と議論して合意した上で、真に必要な範囲にすべき。</p> <p>・今後ガイドラインで示されると思うが、特に、クラウドやブロックチェーン等が、事前届出・審査の対象となる場合、その範囲・内容について明確にすべき。また、複数の特定社会基盤事業者が同じクラウドサービス等を利用している可能性にも配慮し、届出事項・審査の効率化の仕組みも検討すべき。</p>	<p>・対象となる事業者においては、ビジネスの選択肢が制限されたり、対応コストの増加やスピードが毀損される等が考えられる。その結果として、イノベーションや効率性が阻害されたり、競争環境に影響を及ぼす可能性があるため。</p> <p>・クラウドやブロックチェーン等のような、他事業者のインフラの一部を利用することでサービス提供を受けているもの、複数事業者が共通で利用しているものについては、その特殊事情を踏まえたガイドラインの制定が望まれるため。</p>
7	P.15 第3章 第1節 (2)プログラムの変更に関する考え方	<p>・「(略) 機能に関係する変更を伴わない変更(注4)を行う場合には、軽微な変更として届出等を不要とすることとする。」注4に、「例えば日常的なバグ修正等のアップデートを行う場合が想定される。」とあるが、新たに発見されたセキュリティ脆弱性への対応を行うアップデートを行う場合は、届出は不要という理解でよいか。</p> <p>・どのようなプログラムの変更が「機能に関係する変更」とみなされ、届出・審査が必要になるのかは、業界団体、事業者等と議論して合意した上で、真に必要な範囲に限定し、その対象範囲を事例等の列挙により明らかにすべき。</p>	<p>・プログラムを変更する度に、届出・審査が実施される運用では、間違いなく事業者の業務が滞ってしまうことが想定される。特にセキュリティ脆弱性への対応については、その対応が遅延することによりセキュリティの脅威が増すため。</p> <p>・また、「機能に関係する変更」という文言だけでは範囲が広く、予見可能性が低い。</p>
8	P.15-P.16 第3章 第2節 (2)再委託の対象範囲に関する考え方	<p>「(略)再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合として、事業所管大臣が定める場合に該当するときは、当該再委託を行った者までの情報の届出とすることを認めることとする」とあるが、具体的にどのようなケースが認められるかは早い段階で、なるべく幅広い方法を提示頂きたい。</p>	<p>最終的に委託を受けた者までの情報を収集する事は、実務的に時間やコストが相当かかる事が想定されるため。</p>

#	該当箇所（頁数等）	意見	理由
9	P.18 第4章第1節(1)事前届出制度に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前届出事項は、幅広い関係者から収集する必要があり、その精度については、例えば疎明の範囲にとどめるなど、対象となる事業者の対応コストや時間も十分に配慮すべき。</li> <li>また、設備の供給者や委託の相手方から、情報提供の協力が得られない場合の対応も検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前届出事項は、その項目も多岐に渡る上に、情報の収集先も複数に渡る可能性が高いことから、その内容全てについて、調査・精査する事は現実的に困難であると考えられるため。</li> <li>特定重要基盤事業者の、設備の供給者や委託の相手方に関する選択の幅が狭まる事がないように十分配慮すべき。</li> </ul>
10	P.18 第4章第1節(1)事前届出制度に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前届出事項として提供される情報については、その機微性に鑑み、関係省庁内において、必要最低限の範囲で共有、使用され、細心の注意を払って厳重に管理される仕組みを構築すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前届出事項については、営業上の秘密や機微情報を含む可能性が高く、漏洩等が生じた場合は、競争上の優位性等に影響を与えるため。</li> </ul>
11	P.20 第1段落 第4章 第1節(2)事前届出事項	事前に届出が必要な事項として「特定重要設備の供給者が（略）構成設備が他の機器等と一体となった設備を調達し特定重要設備の一部として用いる場合は（略）構成設備そのものの供給者に加え、構成設備と他の機器等を一体として組み上げて供給する者も含まれる。」とあるが、どのような事例を想定しているのか具体例を挙げる等により明確にすべき。	具体的にどのようなケースを想定しているのかが分かり難い。例えば、特定重要設備の一部として、クラウド事業者が提供しているクラウドサービスを利用する場合を想定しているのか。
12	P.20-P.21 第4章第1節(3)禁止期間	審査時間(禁止期間)は最小限に抑えられるよう審査の迅速性について十分に留意すべき。具体的には、審査期間はゼロに近いことが望ましいが、審査期間は7日間程度もしくは最大10日間程度の審査期間としていただきたい。	事業者の事業展開の成否については、そのスピードが最も重要な要素の一つであり、日々情勢が変化するなか、長期の審査期間は競争環境に影響を及ぼす可能性があるため。
13	P.21 第4章第1節(4)審査に当たっての考慮要素①	「我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか」について審査の考慮事項として挙げられているが、「外部」と「強い影響」の具体的な内容について、予見可能となるように、日頃から情報の提供や、前広に事前相談が受けられるような仕組みを整えるべき。	設備の調達や委託については、契約書等事前の準備が必要なこと、契約後の解約等についてはコストが発生する事などを鑑みると予見可能性を高めることは重要であるため。
14	P.21-25 第4章第1節(4)審査に当たっての考慮要素② (5)リスク管理措置	「特定社会基盤事業者が（略）評価を自ら行い、その結果に応じてリスク管理措置を講じているか」について、どのようなリスク管理措置（方法・程度）が適切であるかについて、多種多様な業態を踏まえた上で、その具体例や基準について、ガイドライン等で提示すべき。	審査基準を満たす「リスク管理措置」について予見可能性を高めることで、過度な対応コストや、本来予定していた設備の導入や委託について過度にためらう事を防ぐことは重要であるため。
15	P.21 第4章第1節(4)審査に当たっての考慮要素③	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の考慮事項として「（略）国際的に受け入れられた基準等の不遵守等が指摘された例」とあるが、「国際的に受け入れられた基準」について、予見可能となるように、日頃から情報の提供や、前広に事前相談が受けられるような仕組みを整えるべき。</li> <li>例えば、我が国と強い同盟関係にある国の独自基準等は該当しないという理解でよいか。</li> </ul>	政府が想定している基準によって、その考慮すべき範囲が変わってくる可能性があるため。
16	P.25-26 第4章第1節(6)勧告及び命令に関する考え方 P.28-29第4章 第2節(1)導入等後等の勧告及び命令に関する考え方	特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託の中止の勧告及び命令は、(合理的に必要と認められる限度ではなく)真に必要な最低限度の範囲内で行うことと明記すべき。	勧告や命令に応じることが、事業者の効率性や収益性の低下、イノベーションを阻害する可能性があり、競争環境に影響を及ぼす事が考えられるため。
17	P.26-P.27 第4章 第1節 (7) 導入等計画書の変更及び報告に関する考え方	「主務省令で定める重要な変更を行う場合には、あらかじめ、導入計画書の変更案を作成し、事業所管大臣にこれを届け出なければならない」とあるが、対象事業者の業務が滞ることがないように最大限配慮し、真に必要な範囲に限定すべき。	変更の度に事前届出・審査が実施される運用では、事業者の業務が滞ってしまうことが考えられ、軽微な変更は対象外とするなど、日々の運用に支障が起きないようにするべきであるため。
18	P.29 第4章2節(2)遡及適用に関する考え方 P.15 第3章 第1節(2)プログラムの変更に関する考え方、P.26第4章 第1節(7)導入計画書の変更の届出及び報告に関する考え方	導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に完了している特定重要設備の導入（導入計画書を届出していない設備）に関して、制度適用後に当該設備に変更が生じた際に、事前届出や報告の必要はないという理解でよいか。	届出義務が生じる前に導入した特定重要設備については、導入計画書の届出をしていないため、変更という概念がないと考えられるが、その考え方でよいか分かり難いため。
19	P.32 第5章 第4節: 国民に対する周知・広報及び情報提供	特定重要設備の供給者や重要維持管理等の受託事業者になり得る事業者に対して、本制度の理解と協力を得るため、本制度のスキームや事前届出・審査が必要な事項等について、分かり易い資料等を用いて、情報提供（多言語対応）を積極的に行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定重要設備の供給元や委託先が事前届出事項に関する情報提供を忌避すること等により、特定重要基盤事業者の、供給元や委託先の選択の幅が狭まる事のないように十分配慮すべき。</li> <li>特定社会基盤事業者が、設備の供給者や委託の相手方へ情報提供依頼をする際に、必要な資料セットを用意する必要がある。また、相手方が日本にとどまらないケースを鑑み、多言語対応すべき。</li> </ul>